

徳島県収用委員会告示第七号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
不明 ただし 七番一四三 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四三は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四三は三六三 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	三二・四四 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十二月二十日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番一四三の土地所有者

大宮 敏彦 徳島県阿南市上中町南島一五一番地

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人□亡□櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智枝	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 敏明	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智代	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 國臣	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□櫻井 半平 法定相続人
法定相続分二分の一
櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
法定相続分二分の一
櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□笠井 喜太郎 法定相続人
法定相続分十五分の一
笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二□五□三一四
法定相続分十五分の一
佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三□六〇二号
法定相続分十五分の一
永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一□七〇二号
法定相続分二十五分の一
笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一
駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一
笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五
法定相続分十分の一
笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分二十分の一
山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲町二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二二三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一一番七号

法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八〇一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地二サンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六